



環境に優しい生活を 送るなら… 「地球温暖化防止」

詳細は、広報ふかやなどで
随時お知らせします。

募を受け付ける予定です。
対象とし、写真により応
カーテンを作っているかた
にある住宅・勤務先で緑の
このコンテストは、市内

を実施する予定です。
このコンテストは、市内
カーテンを広めていただく
ため、今年の夏に「第1回
緑のカーテンコンテスト」

市では、皆さんに緑の
カーテンを促していただく
ため、今年の夏に「第1回
緑のカーテンコンテスト」

【第1回緑のカーテンコン
テストに参加しませんか
日が当たる窓の外などに
に、ゴーヤやアサガオなど
のツル性の植物で作る「緑
のカーテン」は、室内の温
度を下げる効果があるなど、地球温暖化防止の一つ
の方法といわれています。

節水は、水資源の保護、
水道料金の節約だけでなく、地球温暖化防止にもつ
ながります。お財布にも、
地球にも優しい節水へのご
協力をお願いします。

3分間の歯磨きの間、水を
出しっぱなしにした場合、約
1tの温室効果ガスを排
出することになります。

標準的な家庭の蛇口から
1分間、水を出しっぱなし
にした場合、浄水場などで使
用する電力量から換算する
と、2.3gの温室効果ガスを排
出していることとなります。

【2 温室効果ガス排出削減のた
め節水にご協力ください
標準的な家庭の蛇口から
1分間、水を出しっぱなし
にした場合、浄水場などで使
用する電力量から換算する
と、2.3gの温室効果ガスを排
出していることとなります。



子育て家庭の皆さん 協賛店舗で優待が受けられます 「パパ・ママ応援ショップ」

●問い合わせ 児童課 (☎ 574-6646)

① 児童課または総合支所福
祉健康課で配布します。
母子健康手帳交付時に、
保健センターでも配布し
ます。お越しの際には、

※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください
※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。

※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。
※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください

※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。
※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください

※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。
※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください

※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。
※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください

※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。
※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください

※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。
※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください

※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。
※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください

※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。
※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください

※優待カードは、協賛ス
トアに掲示してあります。
※協賛店舗については、県
のホームページ、または
携帯サイトでご確認ください



優待カード

有効期限が、平成22年3
月までの「優待カード」を
お持ちのかたに、新しい
カードを配布しています。

【新しい優待カードを配布
しています！
有効期限が、平成22年3
月までの「優待カード」を
お持ちのかたに、新しい
カードを配布しています。

③ 有効期限は、平成25年
3月、または一番年下
のお子さんが満15歳に
なって最初に迎える3
月31日のいずれか早い
日までです。

② 優待カードの裏面に、保
護者の氏名、お住まいの
市町村名、お子さんの生
まれた(生まれる予定
の)年度を記載してくだ
さい。記名されたご本人
と同居のご家族に限り利
用できます。

健康保険証、こども医療
費受給資格証、母子健康
手帳など、お子さんおよ
び保護者のかたの住所、
生年月日が確認できる物
をお持ちください。

市役所窓口の一部を 日曜日に臨時開庁します

市では、転入・転出が集中する時
期に合わせて、市役所の一部を日曜
日に開庁します。

なお、資産税課、障害福祉課、お
よび保育課の窓口は開庁しません
ので、ご注意ください。

また、業務の内容により、他の機
関との調整が必要なものなど、一部
取り扱えない業務がありますのでご
了承ください。

開庁日 3月21日(祝)・28日(日)、4
月4日(日)午前8時30分～午後5
時15分

開庁窓口 市役所本庁舎1階=市民
課、保険年金課、児童課 市役所
本庁舎2階=市民税課、収税課

問い合わせ 企画財政課 (☎ 574-
6632)



尾高惇忠生家が 文化財に指定されました 「市指定文化財」

●問い合わせ 生涯学習課 (☎ 572-9581)



※所有者が個人のため、現在公開はしていません。



種類 記念物
種別 史跡
ところ 下手計地内

種類 記念物
種別 史跡
ところ 血洗島地内

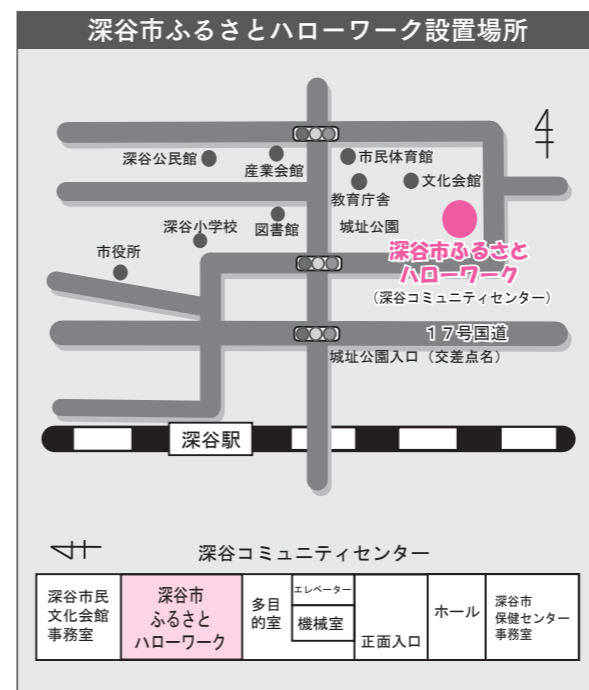
富岡製糸場初代場長と
なった尾高惇忠の生
家を、市指定文化財とし
ました。
尾高惇忠生家は、口伝に
よれば江戸時代後期の建築
といわれています。尾高惇
忠は、渋沢栄一のいここに
当たり、妹は栄一の妻とな
る千代です。教育者として
栄一の思想・学問に大きな
影響を与えただけでなく、
富岡製糸場の初代場長とな
るなど、近代日本の発展に
尽力した人物であり、当地

はその生家として重要な
ものです。
また、幕末にはこの建物
内で若き栄一をはじめとす
る愛国の志士たちが拳兵倒
幕の密議を行っており、現
代に残る幕末の深谷北部地
方の雰囲気うかがわせる
建物としても評価できます。
なお、旧渋沢邸「中の家」
家」についても、市指定文
化財として指定しました。
敷地の一部が県指定旧跡で
したが、それ以外にも重要な
ため、追加しました。



「深谷市地域職業相談室」が 「深谷市ふるさとハローワーク」に 「名称変更」

●問い合わせ 地域職業相談室 (☎ 551-2501)



熊谷ハローワークと同じ求人情報を
ご質問いただけます！
画面タッチでらくらく仕事検索

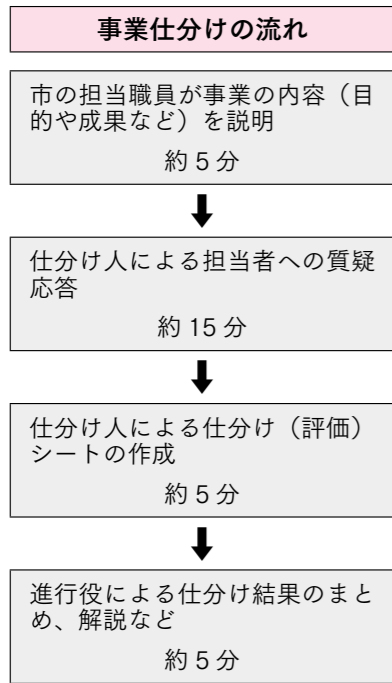
4月1日(内)から、深谷市
地域職業相談室は、
名称が「深谷市ふるさとハ
ローワーク」となります。
この相談室は、地域住民
の就職の促進および利便性
の向上を図ることを目的と
して、昨年7月1日にオー
プンしました。

■ 深谷市ふるさとハロー
ワーク概要
利用日時 月々金曜日(祝
休日、年末年始を除く)
午前9時～午後5時
ところ 深谷コミュニテ
ィセンター1階
業務内容
① 求人検索パソコンを利用
した求人情報の提供
※求人検索パソコンはタッ
チパネル式ですので、簡
単にご利用いただけます。
② 専任の相談員による職業
相談および職業紹介
※雇用保険の手続きは、取
り扱いませんのでご注意
ください。



市の事業を評価する
事業仕分けを実施します
「事業仕分け」

●問い合わせ 企画財政課 (☎574 - 6632)



市民評価者の募集については、広報ふかや5月号に掲載する予定です。

■**9月実施**
市民や外部の評価者を交えて議論し、評価する「事業仕分け」を公開の場で実施します。

■**4月実施**
市職員相互が議論し、評価する「事業仕分け」を実施します。

事業仕分けは、市の事業について、「そもそも必要か」「必要ならば、民間か行政のどちらがやるのがいいのか」などの視点で議論し、最終的な評価(仕分け)をするものです。市では、この「事業仕分け」を次の通り実施します。



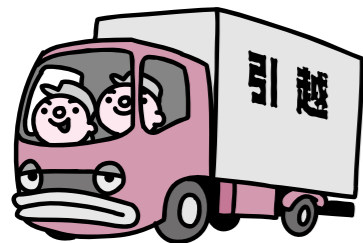
実施方法 特定の事業を対象に、1事業につき約30分で、担当職員による説明、事業仕分け人による質疑、議論の後、仕分け人が「不要」「民間」「市で実施」などの判定を行います。

※日時、場所、詳細な実施方法については、決まり次第、広報ふかや、または市ホームページでお知らせします。



軽自動車、バイクなどの
廃車手続きはお済みですか?
「軽自動車税」

●問い合わせ 市民税課 (☎574 - 6637)



軽自動車は、毎年4月1日現在、軽自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車)および二輪の小型自動車(所有者に対して課税されます)。

軽自動車、バイクなどを買い替えるときや、他人に譲るとき、または使用しなくなったときなどは、手続きが必要です。

この手続きをしないと、いつまでも軽自動車税が課税されることになります。また、深谷市から転出される場合は、軽自動車などの住所変更が必要です。なお、転出先で軽自動車などを継続して乗られる場合は、転出先の市区町村でも手続きが必要となります。

車種	取扱窓口
125cc以下の原動機付自転車 小型特殊自動車	市民税課 ☎574 - 6637
125cc超～250cc以下の二輪バイク 250cc超の二輪バイク	埼玉運輸支局熊谷自動車検査登録事務所 ☎050 - 5540 - 2027
三輪の軽自動車 四輪以上の軽自動車	軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所 ☎574 - 1662

■**各種手続きの取扱窓口**
各種手続きの取扱窓口は、表の通りとなります。手続きに必要な物を事前にご確認の上、3月31日(水)までに手続きをお願いします。



65歳以上のかた
基本チェックリストをご返信ください
「介護予防」

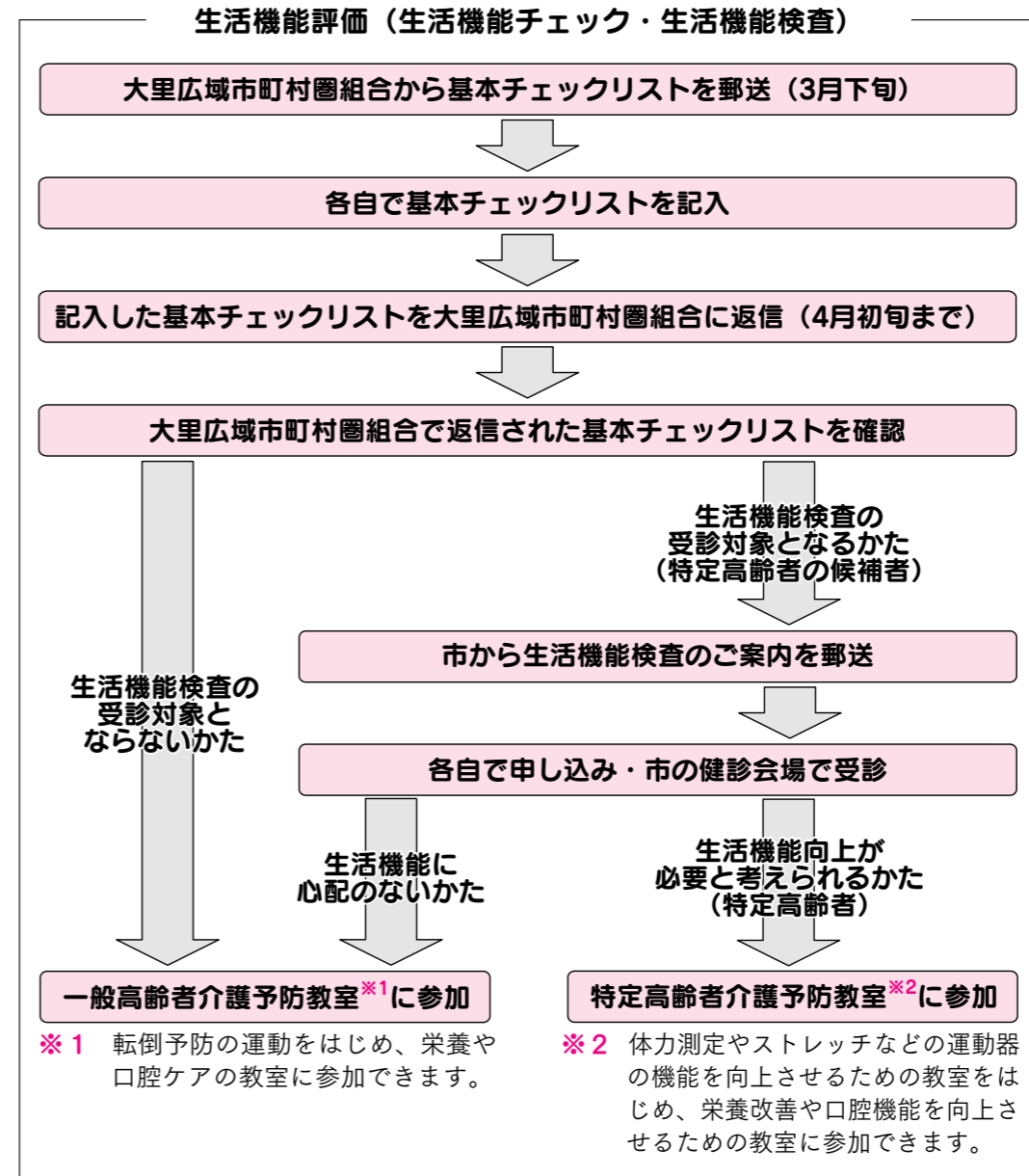
65歳以上の要介護認定を受けていないかたに、大里広域市町村圏組合から、3月下旬に「基本チェックリスト」が郵送されます。

普段の生活の様子を思い浮かべながら、「基本チェックリスト」を漏れなく記入して、同封の封筒でご返信ください。

■**基本チェックリストとは?**
介護予防の観点から考えられた25項目から成る質問票です。「基本チェックリスト」を活用し、運動機能・口腔機能・栄養状態・精神状態・閉じこもりの有無・認知症の有無を確認することで、どんな介護予防事業が必要になるかを見つけ出すことができます。

■**生活機能検査を受診してください**
返信された「基本チェックリスト」により、生活機能の低下が見受けられたかた(特定高齢者の候補者)には、後日、「生活機能検査」のご案内を郵送します。

検査機関に生活機能検査をお申し込みの上、受診してください。検査は、市で実施する「特定健康診査」や「後期高齢者健康診査」と同時に受診できます。



■**介護予防教室に参加してください**
「基本チェックリスト」と「生活機能検査」の結果により、生活機能向上が必要と考えられるかた(特定高齢者)には、地域包括支援センターの職員が連絡の上、訪問し、介護予防事業のご案内をさせていただきます。場合があります。

お問い合わせ 大里広域市町村圏組合介護保険課 (☎501 - 1330) 、長寿福祉課 (☎574 - 8544) 、岡部福祉健康課 (☎585 - 2214) 、川本福祉健康課 (☎583 - 2532) 、花園福祉健康課 (☎584 - 1123)

お問い合わせ 大里広域市町村圏組合介護保険課 (☎501 - 1330) 、長寿福祉課 (☎574 - 8544) 、岡部福祉健康課 (☎585 - 2214) 、川本福祉健康課 (☎583 - 2532) 、花園福祉健康課 (☎584 - 1123)

祝！深谷高校バレーボール部6年連続28度目の全国大会出場！！

1月31日に、「春高バレー」の愛称で親しまれている、第41回全国バレーボール選抜優勝大会埼玉県予選で優勝しました。6人制バレーボールで、部員7人と少人数ながら、県予選は危なげなく、すべてストレートで勝利しました。

春高バレーは、3月20日(土)から、東京国立代々木競技場で開催されます。応援、よろしくをお願いします。



↑県予選決勝：深谷高校対伊奈学園（深谷高校ホームページから）

深谷市出身の五明君、木村君、春の選抜高校野球へ！

2月18日に、藤沢中出身の五明大輔君と花園中出身の木村駿斗君（ともに花咲徳栄高校2年）が、小島市長を表敬訪問しました。3月21日(祝)から開催される第82回選抜高校野球大会へ出場します。五明君はエースで主軸、木村君はサードで走攻守の三拍子がそろった選手です。甲子園でも、培ったその成果を十分発揮し、花咲徳栄旋風を巻き起こしてください。応援、よろしくをお願いします。



↑五明君（関東大会の様子） ↑木村君（関東大会の様子） ↑（左）木村君（右）五明君

生誕170年！第4回渋沢栄一翁生誕祭！

2月13日に、渋沢栄一記念館で、「日本資本主義の父」と称される渋沢栄一翁の生誕祭が開催されました。当日は、栄一翁の銅像に、花や煮ぼうとうが供えられました。生誕170年という、記念すべき年に、約300人のかたが訪れ、栄一翁が好んで食べた「煮ぼうとう」が振る舞われ、冷え切った体を温めてくれました。



↑渋沢栄一翁銅像へ献花 ↑「煮ぼうとう」が振る舞われた

埼玉県の優良小売店表彰を受けました！！

2月10日に埼玉県の「優良小売店表彰式」で県内8店が表彰されました。深谷市から西洋菓子「ラ・パレット」の蓑谷さんが表彰を受けました。

※埼玉県優良小売店表彰とは…

独創的な店づくりや地域社会活動に積極的に取り組んでいる中小小売店を、知事が表彰するものです。



↑表彰された蓑谷さん ↑蓑谷さん（中央上田知事の左後ろ）

映画「ゲゲゲの女房」撮影順調！

今秋公開予定の「ゲゲゲの女房」の撮影が、1月27日～2月18日までの約3週間、市内で行われました。原作は、人気漫画家水木しげる（武良茂）さんの妻、武良布枝さんが夫婦の半生をつづった書籍「ゲゲゲの女房 人生は…終わりよければ、すべてよし!!」です。監督は、鈴木卓爾さんで、吹石一恵さんや宮藤官九郎さんなどが出演しています。撮影風景やインタビューなどは、来月号でご紹介します。



↑仲町での撮影風景

今月の注目記事



消えるまで ゆっくり火の元にらめっ子！

「春の火災予防運動と住宅用火災警報器の設置」 ●問い合わせ 予防課（☎571-0913）



■春の火災予防運動
春の火災予防運動が、3月1日(月)～7日(日)まで行われます。これから春先にかけて空気が乾燥し、強い季節風が吹き荒れ、火災の発生しやすい季節になります。ちよつとした油断、不注意が火災を発生させます。もう一度、家庭や職場などで火災予防の大切さを見直し、「失火しない・放火されない」環境づくりに努めましょう。また、山林や河川敷などでも大火災となる危険があります。火の取り扱いには、十分注意しましょう。

■平成21年災害件数

火災	71件	前年比	23件減
救急	6,408件	前年比	87件減
救助	115件	前年比	34件減



■住宅用火災警報器の設置
平成20年6月1日から住宅用火災警報器の設置が、すべての家庭で義務付けられました。住宅用火災警報器が、設置してあったおかげで火災を防げたという例があります。男性(89歳)が、喫煙中近くにあった座布団に、たばこの火を落としたのに気付かず、火災になりました。隣家の主婦が、きな臭いにおいと火災警報器の音に気付き、外を見ると男性宅から白煙と火が見えたので119番通報をし、消火を行ったため、座布団とごさが若干燃えた小火で収まりました。

このように設置していたことで火災を防げたり、早期発見につながります。市ではアンケートを実施したところ、現在58%の設置率となっています。全世帯で設置できるように、皆さん、住宅用火災警報器を設置しましょう。



納税の公平性を保つため 滞納対策を強化します

「納税は期限内に」

●問い合わせ 収税課（☎574-6639）

市民の皆さんから頂いた市税は、快適で暮らしやすいまちづくりのために使われています。市税の滞納は、税負担の公平性を保つためにも、見過ごせません。大多数の皆さんには、納期限内に納税をしていただいています。残念ながら、ここ数年の厳しい経済状況などもあり、翌年度まで納税をいただけないこともあります。納期限内に納付いただけない場合、督促状を送付することになりますので、速やかに納付してください。

■納期限を過ぎると延滞金
納期限を過ぎると延滞金が発生します。年14.6%（当初1か月は特例あり）と高利率です。

■早目の納税相談を
病気、失職などの理由で、納期限までに納税できないかたは、お早めに相談してください。事情をお聞きした上で、必要に応じて納税の方法をご相談させていただきます。

■納付など無い場合滞納処分
期限を過ぎると勤務先へ



の調査を含む、財産調査の対象となります。調査の結果、税金の納付に誠意ある対応をいただいていると判断されると、差押、換価処分に移ります。納期限を守っていただいている多くの皆さんとの公平性を保つためにも、市は調査、滞納処分を強化していきます。

■納税相談
通常の開庁時間（木曜日は午後7時15分まで）のほか、毎月第1日曜日（午前9時～午後4時）にも相談窓口を設けていますのでご利用ください。

※1 換価処分Ⅱ 差し押さえた財産を強制的に売却し、金銭に換えること
※2 滞納処分Ⅱ 督促、財産調査、差押、換価処分までの手続き